

令和 7 年度東伊豆町域内交通実証実験業務委託仕様書

「東伊豆町域内交通実証実験業務委託」に係る仕様については、以下に定めるとおりとする。

1 業務の目的

(1) 業務の目的

本業務は、観光客にとって駅や観光拠点からのラストワンマイルの移動手段及び地域住民の日常生活に必要な移動手段として巡回型グリーンスローモビリティ交通の導入に向けた実証実験を行う。

(2) 業務の名称

令和 7 年度東伊豆町域内交通実証実験業務委託

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和 8 年 3 月 9 日（月）まで

2 業務の仕様

(1) 実証実験概要

(ア) 運行期間

令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 9 日までの期間内のうち、50～60 日程度

(イ) 運行区域

稲取地区

(ウ) 実証運行車両及び運行台数

下記の要件を満たす、グリーンスローモビリティ車両とする。

- ① 台数は 1 台とする。
- ② カート型電動車（公道仕様）とする。
- ③ 乗車定員は 7 人以上とする。
- ④ 乗員、荷台の荷物を雨から守り、不要な時には巻き上げ収納が可能なエンクロージャーの装備等の風雨対策が行われていること。
- ⑤ 積み下ろしがしやすく、たくさんの荷物をしっかり積める丈夫な荷台の装備等の荷物積載対策が行われていること。

(エ) 運行方式

設定した運行ルートを巡回し、設定した乗降地点にて予約なしで乗降車可能とする。また、設定した運行ルート上で乗降地点以外でも乗降できるような仕組みも検討する。

(2) プロジェクトマネジメント

(ア) 業務進捗管理

契約後から運行開始までの間、町と随時打ち合わせを行い、事業進捗

に係る相談・支援を行うこと。

(イ) 合意形成に向けた支援

地域住民や交通事業者等に対し、説明を実施するなど事業の理解促進を図る方法・取組を行うこと。

(ウ) 地域公共交通会議に向けた支援

地域公共交通会議において、資料の準備や説明等の支援を行うこと。

(エ) 静岡運輸支局への申請

実証運行を行うにあたり、静岡運輸支局への説明を実施し、申請が必要な場合は申請を行うこと。

(オ) 制度設計に向けた支援

町と綿密な打ち合わせを行い、本業務の目的を整理、明示すること。
また、目的に沿ったターゲットを整理し、運賃設定、運行ルート、乗降地点の設定、具体的な行動変容のシーンを示すこと。

(カ) 利用促進に向けた支援

利用者の確保に向け、チラシの作成や実証と絡めた地域コミュニティ活性化のための施策の実施、資料の準備、説明事項の整理等を行うとともにプレスリリース、住民説明会を実施すること。

(キ) 運行における評価検証及び改善に対する支援

目的を実現するためのK P Iを整理、明示すること。運行実績より抽出される利用者層・利用時間帯・乗降場所を踏まえ運行の効率化に向けた評価検証を行い、実証結果報告書の作成を行うこと。また、改善に対する支援を行うこと。

(ク) アンケート実施に係る相談・支援

利用者に対するアンケート項目の検討・選定を行い、アンケート調査を実施し、結果を分析すること。

(ケ) 地域資源を活用した継続性ある運行モデルの提案

実証事業を通じた次年度以降の地域資源を活用した継続性ある運行モデルの提案を行うこと。

(3) システム構築

(ア) 実証運行車両の調達

「(1)実証実験概要の(ウ)実証運行車両及び運行台数」に記載された要件を満たす車両を調達すること。

(イ) 実証運行車両のラッピング

実証運行車両のラッピングデザインを提案し、シール印刷・ラッピングを行うこと。

(ウ) 実証運行車両のトラブル対応

実証運行車両の故障等で運行が不可能となった際、代替の車両を速やかに配備する体制を整えること。

(エ) 運行事業者の確保及び管理

運行期間中に運転を担う運行事業者を確保し、運行における管理を行うこと。また、運行事業者等を対象とした研修会を実施すること。

(オ) キャッシュレス決済対応

運賃は交通系 IC カード等のキャッシュレス決済に対応できるものとする。また、交通系 IC カード等を所持していない方に対応するため、現金決済及び紙券プリペイド決済の対応を検討し、必要に応じて対応を行うこと。

(カ) システム開発

町の公式 LINE 等を活用し、運行情報、停留所位置、時刻表の確認や車両の現在位置、乗車人数を把握できるシステムとすること。

(キ) データ抽出

実証終了後、結果を分析できるように利用実績(利用者の属性・乗降履歴・日別・時間帯別等)が抽出可能となるような制度設計とすること。

(ク) 運行に係るデバイスの調達

運行においてノート P C やタブレット等が必要となる場合、それらのデバイスを調達すること。

(ケ) 停留所の設置

設定した乗降場所に停留所と分かるような印を設置すること。

(4) システムの保守・運用

(ア) 一元窓口の設置

保守・運用に係る業務全般を円滑かつ迅速に行うことができる体制を確立し、町からの問い合わせに対応する一元的な担当窓口を設けること。

(イ) 障害対応

システム障害が発生した際は、速やかに復旧の措置を講じ、障害の原因や対応状況について、復旧までの間、町に随時報告する体制を整えること。

(5) 納品物

(ア) プロジェクト計画書

(イ) 各種マニュアル

(ウ) 実証結果報告書

3 業務の実施体制等

受託者は契約締結後、本業務における作業項目と役割分担、スケジュール、実施体制等を記した「プロジェクト計画書」を作成し、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た秘密を他に漏洩してはならない。秘密の保持

についてはプロジェクト計画書に記載された管理責任者のもと管理を徹底し、万全の措置を講じるものとする。

5 その他の事項

- (1) 本業務における個人情報の取り扱いについては、別紙『令和7年度東伊豆町域内交通実証実験業務委託に係る個人情報取扱特記事項』による。
- (2) 受託者は、本業務を遂行するに当たり、追加提案等があれば委託者に提案することができる。但し、別途費用が発生する場合には、その旨を事前に報告するものとする。
- (3) 本仕様書に定めることのほか、業務を遂行するに当たり疑義が生じたときは、その都度委託者と協議を行った上で対応するものとする。

令和 7 年度東伊豆町域内交通実証実験業務委託に係る

個人情報取扱特記事項

第 1 基本的事項

受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取り扱いに努めなければならない。

第 2 取得の制限

受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報を取得するときは、適法且つ適正な方法により取得しなければならない。

第 3 安全管理措置

受託者は、個人情報漏洩、滅失または毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 4 従業者の監督

受託者は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第 5 再委託の禁止

受託者は、委託者の同意がある場合を除き、個人情報の取り扱いを第三者に委託してはならない。

第 6 複写又は複製の禁止

受託者は、委託者の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し又は複製してはならない。

第 7 資料等の廃棄

受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供を受け、又は受託者自らが作成した若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。但し、受託者が別途指示したときは、その指示に従うものとする。

第 8 目的外利用・提供の禁止

受託者は、委託者の同意がある場合を除き、委託業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第 9 取扱状況の報告等

委託者は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を受託者に報告させ、又は自らその調査を行うことができる。

第 10 事故発生時における報告

受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。